

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 河川の汚濁の防止(第7条—第13条)
- 第3章 水質検査(第14条)
- 第4章 河川浄化対策等推進本部等(第15条・第16条)
- 第5章 雑則(第17条—第22条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、河川が市民の生活、文化、産業及び経済において果たすべき重要な役割にかんがみて、市、市民及び事業者が河川浄化及び河川愛護の推進に努め、もって美しく豊かな河川環境の形成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 河川 河川法(昭和39年法律第167号)第3条の河川又は同法第100条の河川及びこれらに接続する湖沼、公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。
- (2) 生活排水 炊事、洗濯、入浴等の市民の生活に伴い排出される水をいう。
- (3) 事業排水 事業活動に伴い排出される水をいう。
- (4) 浄化装置等 排出水の浄化に有効な装置及び器具をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、総合的な施策を策定し、その実施に努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、第1条の目的の達成に寄与するように努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、第1条の目的の達成に寄与するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(相互協力)

第6条 市、市民及び事業者は、第1条の目的を達成するために、相互に協力し、連携しなければならない。

第2章 河川の汚濁の防止

(生活排水による汚濁防止施策の推進)

第7条 市は、生活排水による河川の汚濁の防止に必要な施策を計画的に推進するものとする。

(生活排水の処理等)

第8条 市民は、生活排水を河川に排出しようとするときは、浄化装置等を設置して排出するよう努めなければならない。

2 市民は、浄化装置等が常に有効に機能するように、点検及び管理を行わなければならない。

(事業排水の処理)

第9条 事業者は、事業排水を河川に排出しようとするときは、法令に定められた基準によるよりも河川の汚濁の低減に資する設備により処理した上で排出するよう努めるとともに、可能な場合には再生等の方法により当該事業排水を河川に排出しないよう努めるものとする。

(行為の禁止)

第10条 何人も、ごみの投棄等をしてはならない。

(調理くず等の適正処理等)

第11条 何人も、調理くず、廃食用油等を適正に処理し、並びに無リン洗剤及び石けんを適正に使用することにより、河川の汚濁の防止に努めなければならない。

(肥料又は農薬の適正使用)

第12条 何人も、肥料又は農薬を使用するときは、これらを適正に使用し、河川の汚濁の防止に努めなければならない。

(家畜等のふん尿の適正処理)

第13条 家畜等の動物を飼育する者は、動物のふん尿を河川に流出しないよう、処理施設の設置、土壌への還元等の方法により、動物のふん尿の適正な処理に努めなければならない。

第3章 水質検査

(水質検査)

第14条 市は、河川の水質検査を定期的実施し、その結果を市民に公表するものとする。

2 市は、前項の検査結果に異常が認められたときは、必要な措置を講ずるとともに、速やかに関係行政機関に連絡して、適当な措置を講ずべきことを要請するものとする。

第4章 河川浄化対策等推進本部等

(河川浄化対策等推進本部の設置)

第15条 市に、第1条の目的の達成を推進するため、河川浄化対策等推進本部を置く。

(河川浄化等推進員の設置)

第16条 市は、社会的信望があり、かつ、第1条の目的の達成の推進に熱意と識見を有する者のうちから河川浄化等推進員を委嘱し、第1条の目的の達成に当たらせることができる。

第5章 雑則

(関係機関等との連携等)

第17条 市は、第1条の目的を達成するため、関係地方公共団体と連携して必要な施策を講ずるほか、必要に応じて関係行政機関に協力の要請をするものとする。

(啓発活動)

第18条 市は、あらゆる機会を通じて、河川に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、啓発に努めるものとする。

2 市は、前項の啓発を効果的に行うため、毎年、河川愛護月間を設ける。

(法令の遵守義務)

第19条 市民及び事業者は、河川の汚濁の防止に関する法令を遵守しなければならない。

(表彰等)

第20条 市は、第1条の目的の達成に著しく功労のあった者を表彰し、又は同条の目的の達成に寄与する活動を支援し、若しくは奨励することができる。

(助言又は指導)

第21条 市は、事業者が行う河川の汚濁防止のための施設の整備について、助言又は指導を行うことができる。

(その他)

第22条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の末吉町の河川をきれいにする規則(平成6年末吉町規則第7号)又は財部町の河川をきれいにする規則(平成6年財部町規則第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。